

第四章 多摩川の漁業と御用鮎

第一節 多摩川の漁業

1 商品生産としての鮎漁

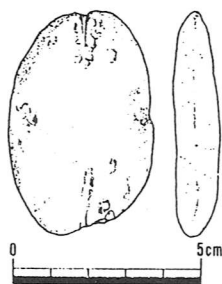
商品生産と としての鮎漁

多摩川は、山梨県の笠取山を水源として東京湾に注ぐ、総延長一二三キロメートル、流域面積一二三
五平方キロメートルほどの河川で、南関東では利根川、荒川につぐ大河である。この多摩川における
漁撈の歴史は古く、すでに、縄文人の食料源の一つに多摩川の魚があったことは事実である。最近の考古学の発掘調
査では、縄文時代の住居跡から魚骨が多数出土しており、また、縄文時代の遺物の一つとして石や土を素材とした漁

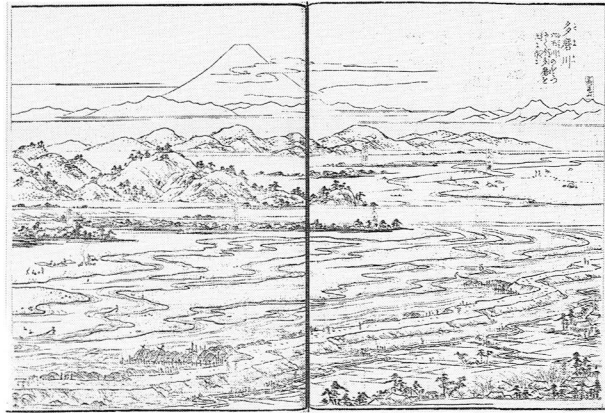
業用の錘おもりが出土している。

しかし、文献に現れるのはそう古いことではなく、近世に入ってからのものである。

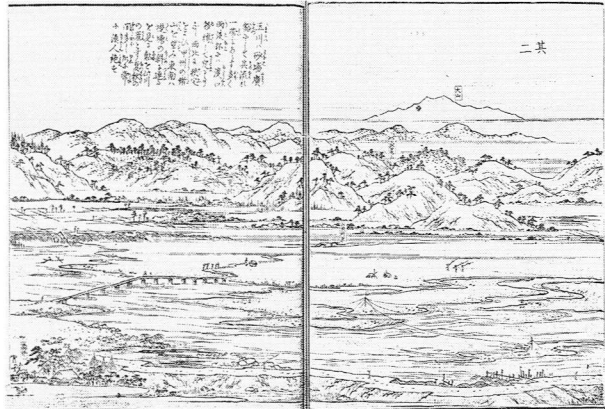
多摩川沿岸地域は、徳川氏の関東移封（天正一八年（一五九〇））以後、本格的には慶長八年（一六〇三）の徳川幕府の開設によって、政治的中心地江戸の後背地とな



図Ⅲ-45 石錘
（福生市内出土）



図Ⅲ-46 「多摩川」(『江戸名所図会十』)



図Ⅲ-47 「多摩川其二」(『江戸名所図会十』)

ができる生産地としての立地条件を有していたことによる。

また、近世の多摩川の漁業を考えるにあたって忘れてはならないことは、村落内、および村落間には漁業慣行、漁業秩序が存在していたことである。それは將軍家御菜鮎^{じさい}上納御用役を負担することが漁場を占有利用できるという原則であった。その結果として、多摩川の漁業生産は御用役を負担する村落、および漁業従事者に独占されていたので

った。そして江戸の市場の確立、発展と密接な関係をもつつつ生産力を高め、商品生産がいちじるしく展開した、いわゆる江戸地回り経済圏に位置する地域である。

そのなかで、近世の多摩川の漁業の中心は、商品価値の高い鮎を捕獲の対象とした鮎漁にあった。それは多摩川が商品流通の面で、絶対条件といえる大消費地江戸に、鮎の鮮度を落とさず供給すること

第1節 多摩川の漁業

表Ⅲ-44 鮎漁獲高最近五ヶ年比較

府 県	河川湖沼	明治 20 年		明治 21 年		明治 22 年		明治 23 年		明治 24 年	
		川口及 沼海	其他上流	川口及 沼海	其他上流	川口及 沼海	其他上流	川口及 沼海	其他上流	川口及 沼海	其他上流
東 京	多摩川		賈 11348.830		賈 11267.000		賈 11164.350		賈 10641.610		賈 9749.300
	秋川		116.660		98.000		120.000		100.000		33.300
	浅川		168.000		163.800		167.000		165.000		488.960
神 奈 川	多摩川		3664.000		4242.000		5640.000		3472.000		3900.000
	相模川	賈 72.000	15781.000	賈 68.000	15694.000	賈 75.000	15206.000	賈 61.000	13530.000	賈 76.000	15013.000
	相模川		3049.000		3337.909		4045.000		3470.000		3114.000
	酒志川		796.000		716.000		689.000		585.000		797.000
	早川		95.000		105.000		120.000		135.000		123.000
	津川		1164.000		1625.000		1400.000		1586.000		1650.000

ある。

漁業生産量

近世の多摩川の漁業は、少数の専業漁師の存在も認められるが、多くは農民たちの農間余業として営まれ、自給生産としてではなく商品生産として発展してきたといえる。しかし、多摩川の鮎漁が、はたして漁業生産と呼べるだけの規模を有していたのか、はなはだ疑問の残るところであろう。これは、近世の多摩川の漁業生産量が幕府によって調査、把握された様子がなく、資料の存在がみとめられないことに起因する。がそれ以上に、一般に河川漁業は、海面漁業に比較して水面面積に対する沿岸線が長く、したがって魚を捕らえる人が多いこと、そして、中心である鮎漁に通年性がないことなど、漁業生産という意味から非常に小規模であったことによるものである。

ところで、明治二七年（八四）に農商務省が実施してまとめた水産事項特別調査報告によると、明治二〇年より同二四年に至る五か年の多摩川の鮎漁獲高は、年間平均、一万四、五〇〇貫あり、関東地方の河川では利根川、相模川につぐ産額を誇っている。この時期の漁業技術などはいまだ近世の延長上にあり、したがって漁獲高も近世とほぼ同様とみて差し支えないであろう。

また、多摩川で漁業を生業とする者の数であるが、これも明治二七年の水産

表 III-45 多摩川漁場及採藻場

北 多 摩 郡											荏 原 郡		郡市			
狛			調			多 府			西 谷 立 郷 福 築 中 宮 大 田 押		羽	玉 調	町			
江			下			摩 中			府 川 地 島 地 神 沢 神 中 島		田	川 布	村			
宇喜大駒猪和上国下上布田下上押車常上小是 中四谷											羽瀬下等下嶺		大 字			
奈多			ケ 布布小石石			染田			川ッ		野々沼					
根見蔵井方泉給領田田分原原返久屋分政			原 谷 保			田田毛力郡										
九八八		二三八五		十	一四六九五	一〇五六二	四六〇	一三八五	二二五	二〇六三	七七八	三五	八二一	八五十一	戸	
九八八		三〇八五		十	一四六九五	一三五六二	五二	一三八〇	二七三	三七五四	一六八	九一二	九八	四六六	二十六	口
站			鰻 站			同 同 同 同 同 同 站 站 站			站 鰻 鰻		站 鰻 鰻		同 同 同 同 站		水産物	

西		多		摩		郡			
東草 秋 留花	小河 内	氷 川	古 里	三 田	吉 野	西 多 摩	青調福熊 梅布生川		
雨野小二 ノ	留川河原境	氷海白棚	小川丹	梅御沢	沢二柚	日下畑川羽	青河千駒上下友 向ケ木長長	鎌	
間辺川宮	浦野内村	村川沢丸	沢波井郎	沢岳下上	尾木田村中	崎村田梅	辺野淵淵田	田	
四二三八	一十二四	五五四	三四二五	六五一三	五四一	二六三九	五二三八	一八九六	二二八三四
四二三八	一十二四	五五四	三四二五	六五一三	五四一	二六三九	五二三八	一八九六	二二八三四

西	多	摩	郡		西	多	摩	郡	
稲	高	中	御	川大 師河原	槍小戸明五三増西 日ツ秋 市里戸留				
田	津	原	幸	崎	原宮倉治				
菅中登宿塚久二諏北宮小上上小南強久新大 ノ河訪見丸平河ノ根師 島戸原地子原方内杉子向原内崎宿河					乙館小五小留高三横伊網山引瀬上下牛油 中日和代代				
八二八六	一〇二	二五五	一八一五	一〇四〇	一廿廿 四一二三七	四一二三	二一四二	二一二三	
八二八六	一〇二	二五五	一八一五	一〇四〇	一廿廿 四一二三七	四一二三	二一四二	二一二三	
同	鮎他	鮎	鰻鯉						

事項特別調査報告によると、漁業を生業とする者の戸数および口数も一定の数を確認することができるのである。この調査報告は、先に述べたとおり、近世において多摩川が漁業生産と呼べるだけの規模をもっていたのか、という疑問に答えるうえで格好の資料である。

2 近世初頭のも摩川の漁業

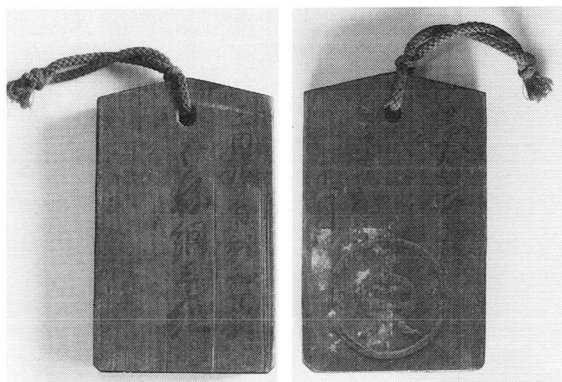
御菜鮎上納

一七世紀以前の多摩川の漁業の様相は詳らかでない。しかし、わずかに残された資料を手繰ってみると、府中御殿への御菜鮎の上納、多摩川の上流部三田領からの御菜鮎の上納、中流部の日野本郷ほか七か村からの御菜鮎の上納、等々が知られる。

徳川家康の入国以来、府中御殿が存在したことにより、府中領周辺の多摩川は御留川おとめがわとされ、將軍家の川狩がおこなわれていた。その際、府中領の多摩川付き村々の百姓たちは、人足として御菜鮎の入った籠を運搬する夫役を勤めていた。

また、寛文期には、三田領（青梅を中心とする羽村より多摩川上流域の地域）の村々では、將軍家の御菜肴まけなとして鮎を献上し、漁業収益にともなう諸役もつとめていた。中流域の日野本郷ほか七か村においても三田領同様、延宝六年（一六七〇）以前より御台所ごだいしよへ御菜鮎と唱え鮎を上納していた。しかし、延宝六年代官高室四郎兵衛支配のときに御菜鮎上納を赦免され、代わりに鮎運上の上納が仰せ付けられたことが知られている。

このように、すでに一七世紀には、多摩川の漁業生産に対して、現物貢租ともいふべき御菜鮎上納役が課されていたのである。



図Ⅲ-48 多摩川はね網漁鑑札（表）（裏）
（明治大学刑事博物館蔵）

運 上

幕府は多摩川の漁業生産に対して御菜鮎の上納役を課しただけでなく、きわめて低い定額の運上を村々に課している。この運上は収益に対して課せられる負担で、村請によって上納されていた。村内の家々が割合って負担する村や村内の漁師が割合って負担する村、また、漁業収益を上げていない村では運上を請け負ったものに漁場を占有させるなど様々な形態がみられる。たとえば、秋川流域では館谷村、小和田村、留原村、小中野村、養沢村、乙津村は家別に均等に賦課しているが、五日市村は高割、檜原村は鵜漁師五人へ割合って取り立てている。

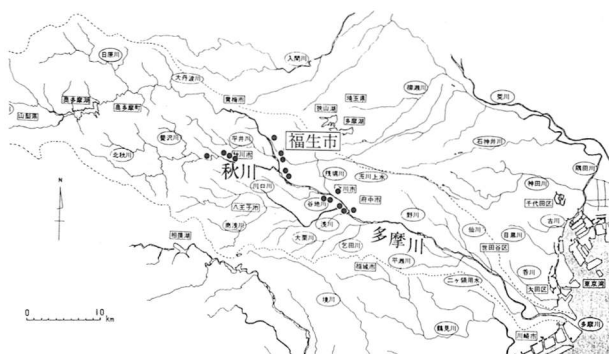
前述のとおり日野本郷ほか七か村は、延宝六年には代官高室四郎兵衛によって御菜鮎上納御用役にかわって川運上が課せられ、日野本郷では、運上永一貫一一三文を四〇人で負担している。その後、貞享年間（一六八八～一七）には、代官大久保平兵衛により網札、鵜札と称される鑑札が発行されていくが、網札は一枚につき永二六文、鵜札は一枚につき永七三文三歩とされ、日野本郷には網札四一枚と鵜札一枚が発行されている。

また、三田領では享保四年（一七一九）以前より、総額で永一四貫四〇〇文余の運上が課せられていた。さらに、多摩川上流の小河内四か村（原、河内、川野、留浦）では延宝七年（一六九六）に漁具の火振網一組につき永九〇文の運上が

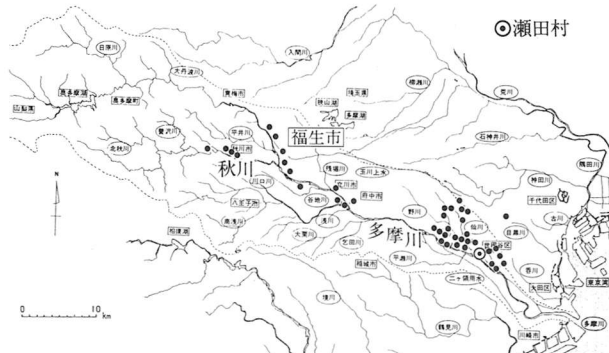
第1節 多摩川の漁業

課せられていた。

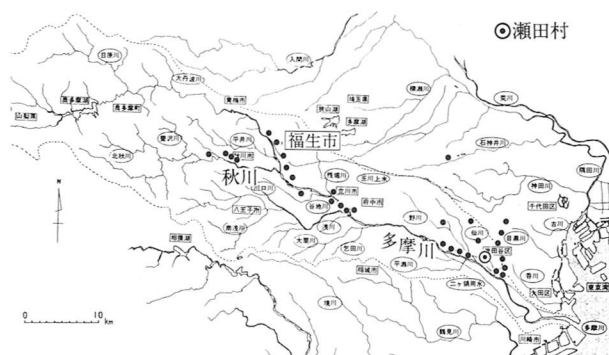
その後、延享三年（一七四）に小河内四か村が、代官伊奈半左衛門に差し出した鮎運上赦免の願書によれば、三田領の小河内四か村は、貞享二年より正徳四年（一七四）まで江戸小田原町の堺屋喜右衛門、大和屋長右衛門、堺屋長兵衛、四ツ谷の和泉屋甚兵衛などの魚問屋に鮎運上を請け負わせ、漁場を占有利用させていたことを知ることができる。



図Ⅲ-49 文化4年御側衆瀬田村御成ノ節鵜匠差出村々分布図



図Ⅲ-50 天保3年内府様瀬田村御成ノ節御用請村々分布図
●瀬田村



図Ⅲ-51 天保13年右大将様瀬田村御成ノ節御用請村々分布図
●瀬田村

御川狩御成

將軍家の多摩川御川狩御成にあたり多摩川筋の村々には、鵜匠、人足を勤める、いわば夫役ともいえる御用役が課せられていた。その際、鵜匠御用を仰せつかる村、人足を差し出すことを命じられる村はそれぞれ特定されており、その分布には地域的にも特徴がみられる。

この將軍家の多摩川御川狩御成がいつ頃からおこなわれるようになったのか、初源を示す確実な資料が見あたらないので不明ではある。しかし、石田村よりは政村までの間を御留川にした府中御殿での御川狩は鵜飼漁であり、徳川氏入国以来府中領村々に人足役が命じられていたことから、鵜匠御用は近世初頭より存在した御用役であったことが想像される。

その後、御川狩御成は途絶える。しかし享保五年（一七二〇）に、関東郡代伊奈半左衛門の命により、瀬田村より下沼部村までが「玉川筋公儀御獵場御留所」に指定され、この間では諸魚獵がいっさい禁止されている。そして、拝島村が享保五年より多摩川御川狩御成に際し、鵜一〇羽と鵜遣人足を差し出すことを命じられていること、などから將軍家多摩川御川狩御成にともなう鵜匠御用役は、享保五年を画期とできそうである。

3 漁場の占有利用関係

山野海川入

会

幕府は、享保一三年に漁場入会調査を実施し、これに基づき「山野海川入会」という漁業法令を制定している。寛保元年（一七四一）に編纂された『律令要略』に収載されているが、次のとおり漁場と漁業権のありかたが決められている。

山野海川入会

- 一 漁獵入会場国境之差別無し
- 一 入海は両頼中央限り之漁獵場たる例あり
- 一 村並之獵場ハ村境を沖へ見通し獵場之境たり
- 一 磯獵ハ地付次第なり、沖ハ入会
- 一 藻草ニ役錢之無し、魚獵場差別無く地元次第之を刈る
但役錢も之無し、新規之魚獵藻草之障ニ成ハ之を禁す
- 一 魚獵場之障成るに於てハ藻草刈り之を禁す
- 一 入海魚獵藻草とも両頼之中央之を限る
- 一 海境之分（木）ハ海之磯と見通し忒本建つる例多し、忒本建ハ浜或ハ網印境也
- 一 海石或は浦永之無きに於てハ他村之獵場たりとも入会例多し
- 一 海石或は浦永之無きにおいてハ居村之前之海ニても他え獵場故魚獵之を禁す例多し
但海役永之を納むといへとも沖獵或ハ船繫役にて魚獵之浦役永にてハ之無き類多し
- 一 小獵ハ近浦之例に任せ沖獵ハ新規ニも之を免する例あり
- 一 運上船之を改め磯より凡沖へ壺里程之間限之を改む
- 一 関東筋鰻繩諸獵之妨ニ成ルおゐてハ之を禁す
- 一 但忒本針ニて釣之事は之を免する
- 一 鮫獵ハ海中十四五町之内之を限る

一 川通御菜鮎或ハ運上之を納むるにおいてハ他村の前居村の前差別無く鮎獵之を致す

但無役之村ハ村前限り他村之前之を禁ず

法令の最後の条目に規定されているとおり、河川における漁場利用は、御菜鮎あるいは運上を上納する村方は自村、他村の区別なく入会による漁場利用ができるが、無役の村方は自村地先漁場の利用に限定されていたのである。

享保七年の漁場争論 この法令に先立つ享保七年六月、拝島村名主庄右衛門ほか一三人が、隣村の熊川村名主政右衛門ほか一人を相手取り、鮎漁場出入り訴訟をおこしている。

訴状によると拝島村は二つのことがらを訴え上げている。第一は当(享保七年)四月中に御菜鮎上納御用役が免除されたことから、この御菜鮎上納御用役をふたたび仰せ付けられることを訴え上げたのである。それを正当化するために拝島村の漁村としての由緒を書き上げている。例えば、古くから鮎漁をおこない、御菜鮎を上納してきたこと、また、去る子年(享保五年)より、瀬田村で御川狩がおこなわれる際には、鵜一〇羽と鵜遣人足を差し出し御用を勤めていることなどである。このようなことを書きつらね、いわば権威付けをおこなっているのである。第二は熊川村の者どもが新規に漁師を仕立て、同村地先漁場への拝島村の者どもの入漁を拒否していること、さらに拝島村が同村の地先に設けた囲川(禁漁区域)へ熊川村の者どもが押し込み、鮎漁をおこなっていることなどを不法であるとして訴え出たのである。そして、ここでもこの訴えを補強するために、拝島村は以前より近隣の村々の地先漁場へ入会い、漁をおこなっているが自村地先漁場への他村の入漁は許していないことを申し上げているのである。これは享保四年の大神村と栗須村の漁場出入りの際に、多摩川通り一二か村が取り交わした「川通村々先規之通りニ仕り重て御運上場ニ罷成り候え共無役之村々ハ指構申す間敷」「新規之儀仕つる間敷」の文言、つまり漁場の利用は、御菜鮎上納御用

役を勤めていない村々は連上が課せられても漁をしてはならないと、仰せ付けられたことを根拠としているのである。

この訴訟の結果は内済となるが、拝島村と熊川村が評定所へ提出した取替証文によると、熊川村は拝島村の訴えに対し次のとおり反論している。第一点は拝島村と熊川村の村境は滝山古城跡を見通しに決められてきたので、以前より漁場を入会利用してきたことではないこと。第二点は拝島村は御菜鮎上納御用役を赦免されしかも、鵜匠御用役は拝島村一村にかぎられたものでなく、秋川、多摩川通りの村々が命じられているのである。しかも他村の漁場へ押し込み、囲川をして鮎漁をしている例はないこと。さらに拝島村はもっぱら生計のための漁をおこない、御菜鮎上納御用期間中、あるいは鵜匠御用のときのように漁場を自由に行っていることなどの二点を申し上げた。

評定所は、両村を吟味した結果、御菜鮎上納御用役をつとめているときは、他村の地先の漁場でも入会によって漁をおこなうことが認められた。しかし、御菜鮎上納御用が当（享保七年）四月に赦免されたのであるから、今後、漁は自村地先の漁場にかぎり、他村の漁場へ入会ってはならないという裁定を下したのである。ここに拝島村、熊川村の両村は、漁場を自村地先にかぎられることになったのである。

このように多摩川の漁場利用関係は享保七年四月に御菜鮎上納御用役が赦免されるまで、御用役負担村独占を原則とする漁業秩序が支配していたのである。ところが御用役の赦免により従来無役村であるがために、御用期間中自村地先漁場であるにもかかわらず禁漁を余儀なくされていた村々が、自村地先の漁場を取り戻したことによって、多摩川の漁場利用慣行は自村地先漁場占有へと大きく変化したのである。

享保七年八月に漁場の確定した拝島村と熊川村ではあるが、その後、享保九年四月にふたたび漁場争論が持ち上がっている。熊川村より出された訴状によると、享保八年五月に拝島村が代官岩手藤左衛門に熊川村地先の漁場分の運

上を上納したいと願ひ出たところ、聞き届けられ熊川村地先の漁場は拝島村へ渡すように仰せつけられた。それに對し熊川村は、地先漁場の運上は自村で上納するので、自村地先の漁場の占有利用權を享保七年の評定所裁定のとおり、仰せつけられたいと訴えたのである。

多摩川においては、享保七年四月に御菜鮎上納御用役が赦免されたことにより、漁場の利用は自村の地先の川面にかぎることとなり、かわつて運上の負担が漁場占有利用の權利確保に大きな要素となったものと思われる。その後、延享元年に御菜鮎上納御用役が復活するまでは、運上の負担が漁場を占有利用するうえで重要な要件となっていたものといえよう。

運上と漁場の利用の關係

多摩川の支流秋川筋では、運上が賦課されたのは多摩川本流筋よりも遅い。江川太郎左衛門役所が天保一五年（一八四四）に館谷村ほか八か村に對しておこなつた「鮎漁御運上年曆御尋」によれば、檜原村は享保四年から運上を上納しているがこれは例外として、ほかの村々は宝暦二年以後の宝暦年間（一七五〇～一七五九）に課せられているのである。

運上の新設は漁場の利用關係にあらたな波紋をひろげた。例えば秋川通り上流部の乙津村と戸倉村は、従来、秋川の漁場を入会して利用していたが、宝暦三年に川境の確定についてあらたに証文を取り交した。つまり乙津村と戸倉村が、境界としていた秋川の一六町の漁場は、中央を境として、上流部分を乙津村の占有漁場に、下流部分を戸倉村の占有漁場とし、以後入会關係をもたないことと定めたのである。これは宝暦三年に運上の上納を命じられたことにより、これまでの入会による漁場利用關係が解消され、自村の地先の漁場が占有化されたのである。

また、宝暦七年には秋川通りに位置する伊奈村と高尾、留原、館谷、横沢ほか四か村との間で漁場入会争論がもち

あがっている。高尾村ほか四か村は、村内に漁師が少ないため運上永の上納の足合たしあいになるようにと漁場の占有利用権を売り渡し、伊奈村の漁師が高尾村ほか各村地先の漁場へ入会うことを差し止めたのである。そこで、伊奈村は、高尾村ほか四か村の漁場占有の行動を阻止し、従来どおり漁場入会利用を仰せつけられるよう伊奈半左衛門役所に願書を差し出したのである。

この漁場入会争論は、漁業生産力が低く漁業に携わる人の少ない、いわゆる後発漁村にも運上が課せられたために、従来の先発漁村中心の入会による漁場の利用関係を解消して自村地先の漁場を占有化し、その漁業権を売って運上永を確保しようという、後発漁村のおこした自村地先漁場占有化の入会争論であったといえよう。

こうした後発漁村の動きに対し、先発漁村である伊奈村の対応は、御菜鮎上納御用役および鵜匠御用役を勤めていることなどの由緒を持ち出し、入会による漁場利用関係の正当性を主張するのであった。

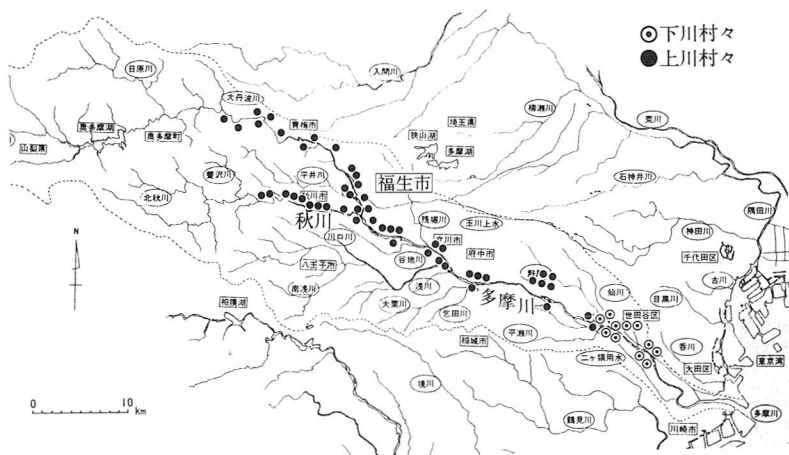
争論の結果は、従来どおり入会による漁場利用とすることで内済となってしまうが、ここに紹介した二件の漁業争論にみられるとおり、あらたに運上を賦課されたことにより、その負担を捻出するため入会による漁場利用関係を破棄し、自村地先の漁場を占有化しようとする後発漁村の動きがより顕著けんちやになったのである。

4 漁業資源の枯渇と漁業規制

新しい漁業

秩序

天保五年（一八三四）一〇月、御用鮎世話役を勤める柴崎村の次郎兵衛と高月村の濤江の兩人は、秋川筋の小川村他一のぼりなか村に対し、評議をおこなうので拝島村へ出会するようにとの回状を出した。この書状は近年、多摩川下流域の村々が登築のぼりなを掛けて小鮎のうちに捕獲してしまうので、川上筋では年を追って鮎が不足し、



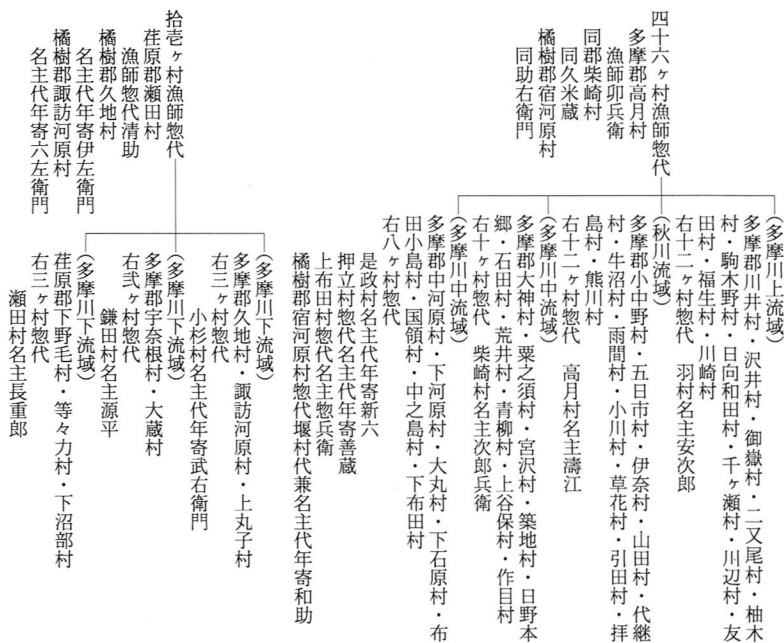
図III-52 天保6年多摩川築一件議定取替村々分布図

御用鮎の上納に支障が生じている。ついではその筋（幕府）へ来年より下流域の登築漁を禁止してもらおうと願いだしたので、評議をしたというものであった。その評議の結果、登築取り払いの触流しを江川役所へ願いだしたのである。そこで、江川役所はこの願いを勘定所へ上申したが、触流しはしないと沙汰されたことを村々へ告げた。さらに内意として、本当に難儀なら登築を掛ける村々を相手取り出訴するようにと申し渡した。そこで秋川筋の村々は翌天保六年四月、世話役の次郎兵衛、濤江、安次郎の三人に下川の村々との掛合を一任したのである。

この争論の結果は和融となり、上川通り四六か村と下川通り一か村は議定書を取り交わす。議定は、漁法を相互に規制することにより漁業資源を保護し御用鮎、ならびに運上の上納に支障をきたすことがないようにと結んだもので、その内容は久地村（神奈川県川崎市）より下流の村々は、若鮎の時節には登築はおこなわない。それに対し宿河原村（神奈川県川崎市）より上流の村々は、秋の下り築は仕立てないというものであった。

この上川通り村々と下川通り村々の漁業争論は、直接的には漁法

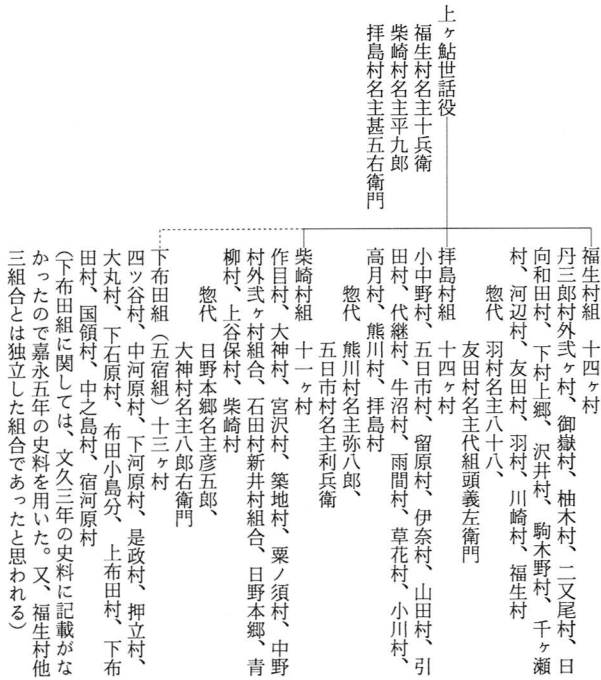
第1節 多摩川の漁業



図Ⅲ-53 多摩川鮎上納組合組織図（天保六年）

をめぐる争論であった。しかし、その背景には鮎の小商品としての需要の増大にともなう川付き村落の漁業進出と漁業従事者の増加、さらに生産性を上げるための大量捕獲漁法の導入や新規漁法の開発による漁業資源の枯渇こかつの問題が考えられる。このような広域的な相互規制によって漁業生産を維持しようという動向に対し、すでに江戸湾では文化一三年（一八六）に四四か浦会合により漁具、漁法の規制などがおこなわれ、漁場の狭隘化きようがい問題、資源問題に対する調整措置がなされているのである。

天保五、六年の多摩川上川村々と下川村々との漁業争論において上川村々が江川代官所に願ひ出た登築禁止の御触は、三年後の天保九年（一八三）に幕府より出されている。この御触は、上流の川井村（奥多摩町）および秋川の小中野村（五日市町）より河口の羽田獵師町（大田区）、大師河原村



図Ⅲ-54 多摩川上ヶ鮎上納組合組織図（文久元年）



図Ⅲ-55 伊豆葦山江川邸

（神奈川県川崎市）に至るまでの多摩川の両縁村々に対し、登築^{のぼりやな}、堀川などの新規漁場（漁法）を仕立てて若鮎を捕獲することや年来渡世の漁師以外の者が漁業をおこなうことを禁止（新規の漁業進出の禁止）したのである。この御触は多摩川の上川の村々が漁業資源の確保と漁業利益の独占を画策した結果出されたものであるが、この御触によって新規の漁法、新規の漁業進出を禁止するという新しい多摩川の漁業秩序がつくられたことは非常に重要である。

なお史実としては確認されていないが、漁業資源の枯渇に対し、代官江川英毅の稚鮎放流の話が伝わっている。名代官の誉れが高い伊豆菰山（静岡県菰山町）の江川英毅は、寛政四年（七九二）より天保六年に至る四三か年の間伊豆、相模、甲斐、武蔵の四か国の内、九万石余を預かる代官の職にあって、その間新田の開墾、河川の改修、殖産興業などに力を尽くしている。なかでも淡水漁業の奨励につとめ幕府の助成を得て多摩川、相模川、酒匂川^{さかき}、道志川、狩野川、興津川などに無数の稚鮎を放流し農民の福利増進をはかり、大いに業績が揚がったため、幕府より賞され金三枚を賜ったというものである。資料が確認されていないので真偽のほどは定かでないが、前述のとおりこの時期漁業資源の枯渇が問題にされ、これを原因に漁業争論がおきていることを考えると、江川代官の稚鮎放流はあり得ないことではない。それではどのようにして稚鮎を入手し、いかなる方法で放流したか、大いに興味のある問題である。

5 漁師仲間と水神信仰

漁師株による生活保障 多摩川付きの村々の百姓の中には、生業の中に漁業の占める割合の勝った、いわば主漁従農ともいえる者たちが存在していた。

例えば、日野本郷（日野市）は、対岸の柴崎村（立川市）と漁場を入会っていた村である。村内には専業漁師が多

数存在していたことは、前述の鵜札、網札の数量によっても証明されるとおりである。貞享年間に代官大久保平兵衛より網札四一枚と鵜札一枚が発行されていたが、一六人の専業漁師が御用「しら場」と称して漁場を地割して独占していた。それに対し、二二人の農間稼ぎの百姓は一六人の専横を代官に訴え、私どもへ御用鮎の上納を命じてほしいと願ひ出た。すると一六人の漁師は、譲歩案として四月より御用鮎上納の「しら漁」が始まるまでの間は、双方が立会いで漁をおこない、その日の漁獲高を出動した者の人数で割り合つて受け取ることを提示している。このように漁業生産量に限界のある河川漁業は、株により漁業従事者数を制限することによって生活を保障していたのである。

漁師仲間の連帯と維持

漁業生産は自然状況に左右される度合の非常に強い経済活動である。したがって漁業に従事する者とは異なるものがあると思われる。なかでも多摩川の漁師仲間は、大漁と無事を祈願する河狩日待、水神祭、水神講などを神事の形式をもつておこなっていた。例をあげれば熊川村の漁師一五人は、例年三月もしくは四月に「水神祭」「水神日待」をおこなっていた。これから始まる漁に先立ち、大漁と安全を水神に祈願したのであろう。秋川筋の五日市村（五日市町）の漁師二人は、御用鮎の上納が済むと「河狩日待」と称する集まりを持ち、この席で御用鮎の上納に要した費用の惣勘定をおこなった。資料に神酒代や初穂料が記載されていることから、日待は御用鮎漁が無事に終わったこと、豊漁であったことを神に感謝する神事の形式をもつ行事であったことがわかる。さらに多摩川下流の宇奈根村（世田谷区）ほか一二か村の漁師四三人は、正月中に水神講をおこなうことを恒例としていたが、漁師株の譲渡がある場合、この席で仲間にはかり承認を得ることになっていた。このように河狩日待、水神祭、水神講は、漁師仲間の秩序維持と連帯強化に機能していたといえよう。天保一〇年五日市村の漁師仲間は、仲間の取極規定

を成文化し議定を結んでいる。この議定は、まず最近御菜鮎上納御用の勤めを輕んじ、私欲の漁をおこなう傾向がみられることを指摘し、盆後、つまり御用のための鮎漁の時期となったら勝手な漁をしてはならないこと、御用の漁に不参することのないことを規定しているのである。さらに、五日市村の漁師仲間が、同年九月に取り決めた議定書は、その書き出しにおいて、近來不取締りになったので議定を取り決めることと断わり、そして天保九年の禁令を守ること、村方の漁師以外の者の漁を禁じること、またこれを見つけたら差し押さえること、さらに御用鮎の捕生は八月一日より留川をして御用鮎漁を不参なくつとめること、鵜飼漁は御留川の外でおこなうことなどを規定している。このように漁師仲間による議定書の取り決めは、需要の増大にともなう漁業生産の拡大により村落間のみにかぎらず、村内においても漁業慣行、秩序のみだれが顕在化していたことを示している。

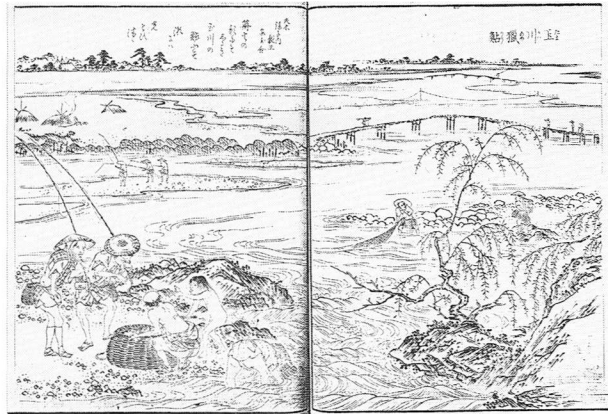
6 近世の多摩川の漁法

漁法の分類

近世の多摩川でおこなわれていた漁法をさまざまな文献から拾ってみると、おおよそ二〇数種の名称が確認できた。しかし聞き取りによる民俗調査の成果によれば、多摩川の伝統漁法の数は一三〇種以上あるといわれるので、この文献上確認することのできた漁法はきわめて部分的なものに過ぎないのではあるが、便宜上これらの漁法を網漁、釣漁、築漁、鵜漁、その他の漁の五つに分けて次に紹介する。

網 漁

魚を多量に捕獲するのに適した漁法であり、しかも魚体に傷をつけずに捕ることができるため、鮎漁の中心的な漁法の一つであったと思われる。この網漁に属する漁法名称としては「打網（投網と同じであらう）」「投網・四ツはな投網」「四手網」「部屋網」「跳網（はねあみ）」「踊網」「地引網」「さで網」「唐網」「傘網」「瀬張網



図III-56 「玉川鮎鮎」(『江戸名所図会十』)

(しら漁と同じか)「鵜網」「袋網」「火振網」などの名称がみられた。この中で「跳網」について『武蔵名勝図会』は、

この漁は、日野にては絶えてなき漁なり。拝島辺にて、この漁をなす。六、七月の炎天の時、日中にこの漁をなす。その仕様は川の広狭にそいて縄を両岸にて引っ張り、その縄に注連しめの如く藁を結び付け、または本草を附けて、川下より川上へ両岸にて右の縄を引き行く。その縄に随いて大きな長ささを両方より差し出して、同じく川上へ行けば、鮎はその驚縄おどしなわを飛び越えんとして四、五尺ほども川下へ飛ぶところをこのさでにて捕らうるなり。大抵鮎は五、六寸以上なり。

と、この漁が拝島周辺でおこなわれていた漁であることを記している。近世後期になると鮎の乱獲、また漁法の改良や技術の向上などにより鮎の生産量が減少する。その結果、新規の漁法の禁止、漁師数の規制などがとられ漁業資源の確保が図られたことはすでに述べたが、網漁も夜間の投網漁は禁じられていた。

釣 漁

網漁などと異なり、短時間のうちに多量に捕獲するのに適さないためであろうか、漁法名称はあまり確認できない。管見かんけんのかぎりでは「おとり釣」「さくり釣」の二種類が認められたにすぎない。「おと

り釣」とは、鮎の習性を利用した釣漁法である「友釣」をさすものと思われるが、資料では「おとり釣、さくり釣、

其外昼夜打網近來流行」とのみ記されているだけで具体的な内容が記述されていない。また、「おとり釣」同様、近來流行と書かれた「さくり釣」は、『武蔵名勝図会』に

日野辺にてはなき漁なり。拝島辺にて専ら^{もつば}なす。鮎は種々の漁になれて深き淵^{ふち}か、または川瀬の荒き深きところにあるを捕る業なり。六月末より深き水底の石について居るものなり。馬のスの丸く太きに一尺程ずつ置きて針を三本つけて、そのもとに鉛の重き鎖^{おもり}をつけて水底へ沈めて、鮎を鉤するをサクリともいい、また引カケとも云。手練を要す。手易くは捕れず。

と記され、拝島周辺でおこなわれていた釣漁法であったことがわかる。

「おとり釣」の名称が、もっとも早く文献に現れるのは多摩川では嘉永三年（八五〇）である。具体的にその内容が記述されていないが、「おとり釣」「さくり釣」そのほか「昼夜打網」が近來流行していると記されているので、多摩川では新規の漁法であったことは間違いないようである。伊豆の狩野川^{かの}では、天保三年（八三三）の文献に新規の漁法として、友釣りがおこなわれていたことが記されている。

築

漁

築漁^{なな}には春、川を遡^さ上する鮎を捕獲するための「登（上）り築」と、秋、産卵のため川を下る鮎を捕獲する「下り築」の二つがある。ともに短時間の内に鮎を多量に捕獲することが可能な漁法の一つであり、鮎を生け捕ることができる漁法の一つでもあるので御用鮎漁として適していた。しかし近世後期には漁業資源の枯渇が顕在化したことにより、鮎の大量捕獲つまり乱獲につながるとして築漁は禁止された。

天保五年に多摩川の上川通り（調布市辺より上流の地域と秋川流域の地域）四六か村と下川通り（世田谷区辺）一か村の間で「登り築」と「下り築」の設置をめぐって争論が発生する。この争いは下流域の村々が春、遡上する鮎

を捕獲するために掛ける登り簀によって鮎が稚鮎のうちに大量に捕獲されてしまうため、秋に川を下る落ち鮎が少なくなり御用鮎の上納に支障をきたすという理由で、上流域の村々が登り簀漁の禁止を求めたことによっておきた。この上流域の村々の訴えは勘定奉行所より、天保九年に登り簀のほか新規漁業禁止の御触が出されたことにより、実を結んだことは先に述べたとおりである。

鵜飼漁

多摩川でおこなわれていた鵜飼漁は、舟鵜飼漁とは異なる徒歩鵜飼漁と呼ばれるものである。そして、鵜飼漁は川漁のなかでも特殊な技術を要するものである。この鵜飼漁で捕獲した鮎は魚体にきずがつくため御用鮎には用いられない。『武蔵名勝図会』では

鵜を^{くちばし}使って鮎を捕うを云。この漁は魚に鵜の嘴にて疵つくゆえ、貴人の厨下には用いず。魚の価も少し劣れり。

この漁も、その地によって違いあり。府中領より日野辺、すべてこの漁をなす。鵜を使うことは、ここより川上の拝島にては用いず。鵜を第一に用ゆるは日野までなり。但し、秋川にては五日市辺にて鵜を使う。これは夜漁に使うなり。

と、府中領および日野あたりでさかんにおこなわれていた漁法であることを記している。

將軍が、多摩川での御川狩にあたって府中御殿を利用していたことはすでに紹介したが、享保五年（一七三〇）以降は、瀬田村地先の多摩川で御川狩がおこなわれている。その際に鵜匠御用を命じられる村々は特定されていた。鵜匠世話役は新井村（日野市）が勤め、鵜匠を差し出す村は多摩川筋では新井村より上流の熊川、福生、羽村までの間の村々と、秋川筋の伊奈、五日市村など十数か村が命じられている。これらの村々に鵜匠が存在していたが、享保一九年の「福生村差出明細帳下書」に

一 鮎師式人 佐次右衛門 市左衛門

一 鵜四羽御座候

と、福生村に漁師二人と鵜四羽が存在したことが記されている。

その他の漁

以上の四つの分類に属さない漁法としては、「しら漁」「簀立漁（下り張切簀）」「夏火振」「夏石くら」

法

「冬石くら」「瀬干杭打漁（瀬干漁）」「渋流し」「堀川」などがみられる。なかでも、しら漁は、秋産

卵のために川を下る落ち鮎を捕獲する漁法で、鮎に瑕をつけずに大量に捕獲することができたため、下り築漁が禁止されてからは御用鮎漁の中心的な漁法となっている。

しら漁は、河川の漁法のなかでは大がかりな漁法で、個々の漁師が単独でおこなうものではなく、複数の漁師が組み合っておこなう漁法である。

熊川村では天明四年（一八一四）に一五人の漁師が存在しているが、名主日記の同年八月六日をみると、

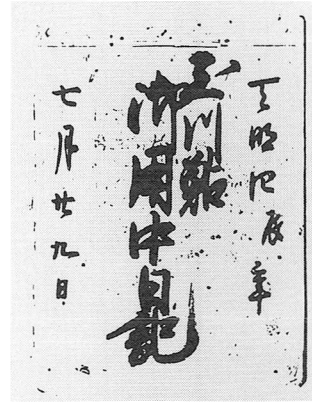
雨天

一 今日、出水にてしら番の者ども大当りなり。御用いけす（生舟）に入れる。二十 利助組。八 彦右衛門組。
十二 孫三郎組。十五 定七組。二十 宗吾組。しめて七十五なり。

一 同日、夜に入り、鮎、九十一、いけす（生舟）入れ致す。しら番の漁師、組合にて捕らえるなり。

とあり、しら漁は一五人の漁師が五つの組に分かれておこなっていることがわかる。『県の礎』には、この漁法が詳細に記されているので次にかかげる。

多摩川通り村々にては、毎年、盆前後になりそうらへば、多摩川本瀬へ小杭を立て、注連よしの縄を造り、小杭



図III-57 天明4年「鮎御用留」
(石川彌八郎家文書)

て、一村限りには相成らずそうろう。是は、川瀬へ杭を打ち、青笹を掛け、瀬脇へやと申し、是へもじを伏せ置きそうろうにつき、是へ魚入りそうろう」。

しら漁は、入会村と相談のうえで組会っておこなう漁であったことが記されている。

しら漁に適した漁場はかぎられており、一村全体で、あるいは特定の人々が共同しておこなったのは熊川村だけではなかった。日野本郷には、漁師株所有者三八人が存在したが、その中で実際に漁師渡世をおくる者は一六人で、残る二二人は農間稼ぎの百姓であった。

御菜鮎の上納御用の期間中は、漁師株を所有する者たちに漁場が独占されていたが、そのとき掛けたしら場は株所有者一同の人数に割合っていた。ただし、素人でも漁師株所有者で休役の者があればその権利を借りて漁に加わることもできたようである。

江戸時代中期以降、商品生産としての鮎漁がさかんにになったがい、漁法は開発され、または他地域から導入さ

へ結び付け、あるいは葉付きの小笹を横たえ、鮎そのほか小魚の通行を妨げ、片脇に差し支えなきよう諸魚通行の場所をこしらえ、その所へ群集の魚類、生け捕りそうろうようこしらえ置くこと、是を里人、しらを切るといふ。

また、多摩川上流の上長淵村（青梅市）の「村鑑」（天保三年）には、

「しらと申すは、合川村へ相談、双方組つかまつりそうろう。よつ

れた。一方、江戸時代後期には乱獲による漁業資源の枯渇が心配されるようになり、漁法をめぐるトラブルが続発するのである。

7 近世の多摩川の漁業の特質

近世の多摩川における漁業の特質は、鮎を捕獲の対象とするきわめて商品生産の色彩の濃い漁業であったことである。生産の基盤である漁場の利用関係は、御菜鮎上納御用、御川狩御成鵜匠御用などの役を負担すること、そして、運上を負担することによって決定されていた。一方獲得した漁場は占有利用権を維持するために漁業秩序、漁業慣行が存在していた。ところが近世中期以降、江戸の鮎の消費の拡大にともない、漁業に従事する人々、また漁業に進出する村落が増加する。しかし後発の漁業従事者および村落は旧来の漁業秩序、慣行を否定し、先発の漁業従事者および村落との間にあらたな漁場占有利用関係を確立することを目的として紛争を引きおこした。この一連の紛争は、村落内および村落間の漁業秩序、慣行を変革し、あらたな漁場利用関係を展開させたといえよう。

そこで近世の多摩川の漁場占有利用関係を規定する漁業慣行、漁業秩序を大きく変革させた画期を掲げると、まず第一は、享保七年の御菜鮎上納御用役の赦免である。幕府は赦免することによって、従来御用役を負担することで漁場を慣行によって占有利用していた村々から取り上げ、漁場を幕府の直接支配のもとにおいたのである。その結果、多摩川においては延享元年に御菜鮎上納御用役が復活するまで、漁場占有利用の論理が御菜鮎上納御用役の負担から運上の負担へと変化したのである。

第二の変革は、天保九年八月に勘定奉行所より出された、新規漁法の禁止、年来渡世の漁師以外の者の漁業禁止の

触である。多摩川両縁の村々に對し、今後は新規の漁場（漁法）を仕立てて若鮎を捕獲すること、また年来渡世の漁師以外の者が、漁業をおこなうことを禁じたこの禁令は、多摩川の上流の村々が漁業資源の確保と、漁業利益の独占をねらって画策した結果、幕府より出された法令であるが、これによって新しい多摩川の漁業秩序がつくられたのである。

またその反面、需要の増大による漁業生産の拡大にともない、村落間のみにかぎらず村内においても利害の対立や漁業慣行、秩序のみだが、顕在化したことに對し、漁師仲間規定の成文化による秩序維持の強化や漁師株による漁業従事者数の増大防止などがはかられたのである。

村落間においては、漁業資源の枯渇の問題に對し、御菜鮎上納御用を勤める村々による組合を基盤とした多摩川上川村々の村落結合による広域な組合化が進行したのである。そして利益保持に腐心するあまり、大量捕獲漁法や新規漁法を禁じたために漁業の発達のを遅れをもたらしたことも事実である。

第二節 御菜鮎上納御用と御川狩御成鵜匠御用

1 御菜鮎上納御用

御菜鮎上納御用の起源

御菜鮎上納御用は將軍家の御菜肴^{さかな}として鮎を上納する御用役で、上納される鮎はいわば現物貢租の一種ともいえるものである。この御菜鮎上納御用の起源については明確ではないが、おそらく江戸時代

初頭にさかのぼるものと思われる。というのも幕府は江戸開府以来多摩川の鮎ばかりではなく、江戸周辺の農漁村に對し様々な特産品の將軍家上納を割り当てているのである。例えば深川獵師町は寛永七年（一六三〇）より江戸内灣で獲れた魚の上納を始めているし、將軍家御前裁であった府中の御用瓜の上納は元和三年（一六二七）に、新宿柏木の鳴子瓜なるこうりの上納も元和年中に始まったとされている。

前節ですでに紹介したが、徳川家康の入国以来存在した府中御殿へ府中領の村々から御菜鮎が上納されていたことや、多摩川上流の三田領ですでに寛文年間（一六六一～七二）には御菜鮎を上納していたこと、日野本郷ほか七か村では、延宝六年（一六八八）以前より御台所へ御菜鮎と唱え上納していたこと、などの事例から御菜鮎が近世初頭より將軍家へ上納されていた事実を知ることができるのである。

一七世紀後半に、人口三五万を越えていた大消費都市江戸は大量の食料品を必要としていたが、江戸城中で消費する食料品の量も相当なものであった。幕府御膳所では、必要とする野菜と魚類を賄所を通じて、青物市場と魚市場から買い上げたが、江戸市中で消費される特定の食料品に對し流通上の規制を設けていた。つまり賄所の買い上げがないうちは初物は市中に売り出されず、御用品になるまで商品にならなかったのである。

しかし実際には御用役人の目をかすめて脇売りがおこなわれていた。例えば、宝曆四年（一七五五）に伊奈半左衛門役所は、五寸以上の多摩川子持鮎が江戸表へ売り出されているとして、多摩川流域の村々を尋問している。それに対し柴崎村（立川市）は、今年のはここ四、五年になく小振りであること、しかも鮎は江戸の間屋である小田原町の大和田屋、四ッ谷伝馬町の和泉屋、鮎屋に卸しているので間屋に確認されたいと答えている。

御菜鮎の上納は無償でおこなわれており（代価が支払われるようになったのは宝曆一一年以後のことである）、一



図Ⅲ-58 「鯰魚歳貢」《『桑都日記』極楽寺藏・八王子市郷土資料館保存）

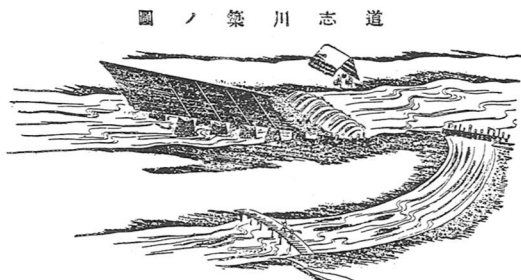
差し上げたいと申し出ている。

多摩川中流に位置する柴崎村は、御用鮎を赦免された村々の一つであるが、同村は御用をふたたび命じられることを願うと同時に、もしこの願いが聞き届けられないなら運上を課してほしいと申し上げている。従来柴崎村は対岸の日野本郷と漁場の入会利用関係をもっていたのであるが、御菜鮎上納御用が免除されたことにより、すでに享保七年

種の年貢ともいえる御菜鮎上納は御用を勤める村方にとっては大きな負担となっていた。しかし御菜鮎の漁期中は、上納御用を勤める村方は自村の漁場にかぎらず、上納を命じられていない村の漁場の利用が認められ、鮎漁を独占することができたため、負担以上の収益があったのである。

享保七年の御用役赦免

近世初頭より上納されてきた御菜鮎は延宝六年に一度赦免されたが、その後また上納されるようになっていた。しかし享保七年（一七三三）三月代官江川太郎左衛門は、多摩川沿岸の村々に対し上納している鮎の数量を五か年以來一年分ずつ書き分け、請け取り手形を添えて提出することを命じた。が、つづいて同年四月に至り突然御用鮎の赦免を各村に申しつけた。このときも御菜鮎を上納してきた村々は延宝六年の日野本郷と同様に、さらに引続き上納を許されることを願い、もし許されないなら運上を



図Ⅲ-59 「道志川築ノ図」(『新編相模国風土記稿 卷之百十七』)

以前より運上を負担している日野本郷に漁場が独占されることをおそれたのであろう。

享保七年六月、拝島村名主庄右衛門ほか一三人が、隣村の熊川村名主政右衛門ほか一人を相手取り鮎漁場出入り訴訟をおこした。この争論に対し、江川太郎左衛門代官所は両村を吟味した結果、御菜鮎上納御用役をつとめているときは、他村の地先の漁場へ入って漁をすることが許されたが、御菜鮎上納御用が当(享保七年)四月に赦免されたのであるから、今後漁は自村の地先の漁場にかぎり、他村の漁場へ入ってはならないという裁定を下した。ここに拝

島村、熊川村ともに自村地先の漁場にかぎって漁業をおこなうこととなったのである。このことは前節で紹介したとおりである。

享保七年には多摩川の御用鮎にかぎらず江戸内湾の御菜肴をはじめ、武州山方筋の御用薪の上納も赦免されており、様々な江戸城御用品上納が赦免されているのである。これは年貢の増徴、支配秩序の再編、贈答儀礼の再編強化など享保改革の一連の政策の一つとして位置づけられる。特に享保期まで漁業法令をもたず、慣行によって漁業秩序を保っていた幕府が、享保七年に御菜鮎上納御用を赦免した目的は、旧来の漁業慣行・漁業秩序を否定することによって、漁場を慣行によって占有していた村から取り上げ、幕府の直接支配のもとにこうしたものである。

漁場の占有、利用関係を規定していた旧来の慣行による漁業秩序を失った多摩川では、後発漁村の進出によって先発漁村との間に入会争論が頻発した。漁



図Ⅲ-61 役所より差越の鮎図
(安政4年「上納鮎に付触書留」)
(田村半十郎家文書)



図Ⅲ-60 「上納鮎寸法取方図」
(安政4年「上納鮎に付触書留」)
(田村半十郎家文書)

業秩序の確定を迫られていた幕府は、享保一三年（七三）に漁場入会調査を実施し、それに基づき「山野海川入会」という漁業法令を施行した。これは寛保元年（七四）に編纂された『律令要略』に収載されているが、河川における漁場と漁業権のありかたが決められている。法令の最後の条目に規定されているとおり河川における漁場利用のありかたは、御菜鮎あるいは運上を上納する村方は自村、他村の区別なく入会によって漁場を利用できるが、無役の村方は自村地先の漁場の利用に限定された。この法令は前述のとおり入会関係の明確化をはかるなかで、地域秩序を確定し幕府の支配力強化をねらった享保改革の一環ととらえることができる。

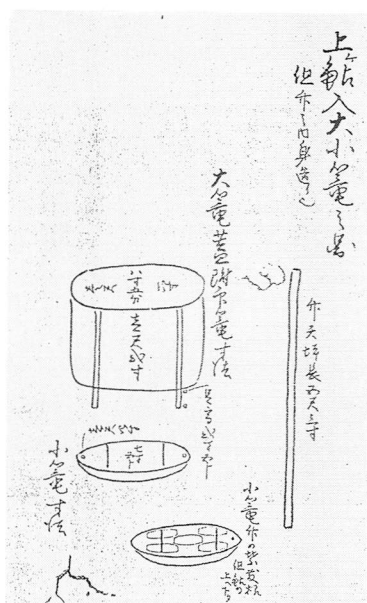
延享元年の
御用役復活
享保七年に赦免され中断した御菜鮎
上納御用がふたたび復活したのは延

享元年（一七四）である。『大岡越前守忠相日記』をみると寛保二年（七四）七月には相模川の支流、道志川からの鮎上納の記事がみられる。そして『同書』延享元年七月には、多摩川の鮎も道志川の鮎と同様に上納するように川崎平

右衛門へ申しつけたことが記されている。

延享元年に復活した御菜鮎上納御用が制度として確立したのは、翌延享二年のことである。天明二年（二六）に伊奈半左衛門役所よりの多摩川御用御鮎世話役起立の御尋ねに対し、高月村名主太兵衛、新蔵、熊川村名主弥八郎が答えた申上書に、延享二年川崎平右衛門が代官のとき、多摩川の子持鮎を上納するようにと命じられ、世話役として多摩川と支流秋川の合流点に位置する高月村の名主太兵衛と新蔵、そして多摩川をはさんで高月村の対岸に位置する熊川村の名主庄蔵が命じられたことが書き上げられている。当初は両村で御菜鮎を上納していたようである。しかし、その後徐々に御用役を願う村はふえ、延享二年の時点で一〇か村ほどであったが、天明二年には沢井村より石田村の間の三〇あまりの村に増加している。また上納御用を勤める村数は、天保六年（八三）には四六か村となっている。

江戸の消費の拡大にともなう鮎の需要の増大は、多摩川沿岸村落にとって鮎が小商品生産として魅力あるものとな



図Ⅲ-62 「上ヶ鮎大小籠の図」
（嘉永3年「玉川上ヶ鮎御用留」）
（田村半十郎家文書）

り、従来、漁業活動に積極的でなかった村々をあらたな漁業活動に進出させたのであろう。その結果漁場の利用権に大きな差があった御用請村と無役の村とは、御用請村となることを村々は望んだのである。

御用請村の拡大とともに、御菜鮎の上納の数量も増加した。天保二年に勘定所の上納鮎起立のお尋ねに対し、代官江川太郎左衛門が差し出した申

鮎には代金ならびに諸色入用が支払われるようになった。以後実質的には買い上げ制へと変化したわけであり、資料の上でも呼称は「御菜鮎上納」から「上ヶ鮎」へと変化している。



図Ⅲ-63 「代太橋」(『江戸名所図会九』)

上書によると御菜鮎上納御用役の起立は不明である。上納する鮎の定数は、寛政五年(一七九三)には道志川と多摩川の両河川合わせて一四五〇尾であったものが、同九年には一六五〇尾となったこと。その後文化四年(一八〇七)にはあらたに西の丸への上納の分として五〇〇尾が増され二一五〇尾となり、多摩川、道志川それぞれ一〇七五尾が上納鮎の定数とされたことを記している。その後も増加はつづき、天保八年には大御所徳川家斎への上納分として多摩川では二五〇尾を増すことが命じられ、同年には二六〇〇尾となっている。このように御用鮎を上納する村方が増えるとともに、御用鮎の定数も年を追って増加しているのである。

なお御用鮎は無代で上納されていたが宝暦八年(一七五八)一〇月、伊奈半左衛門役所より柴崎村へ多摩川御鮎持送り人足賃銭九〇〇文が下された。そして宝暦九年、御用鮎世話役に多摩川上ヶ鮎勤役中扶持米が下しおかれ、宝暦一年伊奈半左衛門支配のときより上納

鮎唄と上納

方法

旧暦八月のなかば、鮎が産卵のために川を下り始める頃、代官江川太郎左衛門御役所手代の御用御掛^{おつかかり}御出役^{でやく}が出張^{でかく}ってくるが、それ以後一か月の間が御用鮎漁の漁期であり上納の期間である。各御用請村では四寸から六寸の大きさの子持ち鮎を捕生^{いけす}生簀に溜めておく。そして世話役村から指定された日時に世話役村へ持参するのである。世話役は各村から持ち込まれた鮎を生簀に溜め、御出役の指示にしたがい指定された日時に、指定の数量を鮎籠に詰めて江戸城御賄所御春屋^{おつきや}へ届けるのである。

人足に担がれて運ばれる御用鮎は、竹で編まれた小籠に詰められる。この小籠は鮎が一〇尾並ぶ大きさに作られており、川上で漁が多いときは鮎が大型であるので小籠も大型に作られ、川下で漁が多いときは鮎が小型であるので小籠も小型であった。そして大笹の葉五枚を小籠に敷き、その上に鮎を一〇尾並べ、さらに大笹の葉五枚を五の目に鮎の上においた。小籠は五つずつ大籠に入れられる。大籠二つが一荷である。この大籠は糸立（麻糸を経^{たて}とし、藁しべ、または藁^{いぐさ}を緯^{よこいと}にして織った蓆^{むしろ}）で包み上に御用札を差し、長さ五尺三寸の竹棒を天秤にして人足が担いだのである。夜通し駆けて運ぶために赤く「玉川上ヶ鮎御用」と印された提灯も用いられている。このとき人足が唄ったといわれる鮎唄は天和（一六八七）の頃に流行ったものだといわれているが、洒落本に歌詞は「あゆはナアあゆは瀬にすむ、鳥ヤア木にとまる、人はなさけの下にすむ」とある。

無事、御用鮎の上納が終了すると御用請各村は、御出役より御引払受証文への押印のために出頭を命じられ、御出役より鮎代金ならびに夫金が支払われる。世話役は御用に要した費用を各村に割当て徴収する。各村の名主は帰村後、御用に掛かった費用を各漁師に割り当てたり、鮎代金を清算して御用鮎の上納は終了するのであった。

御用役と漁場
利用の關係

嘉永四年（一八五）に秋川筋の戸倉村と小中野村との間に御菜鮎上納御用役の負担の有無を原因とした漁場入会争論がおこる。御菜鮎上納御用の漁期中は、無役の村は「しら場」を取り払い、漁業の差し止めが命じられる。ところが、嘉永四年九月一日に御用御掛役人が、川筋取締りのための見分をおこなった際に、戸倉村の地内で「しら場」が三か所、「網張場」が一か所、乙津村の地内で「築^{やな}」「しら場」「網張場」が各一か所設置されていた。そのため御菜鮎上納御用役を勤める五日市、小中野両村は注意義務をおこたつたとして御察当^{じさうとう}（御叱り）をうけたのである。

つまり御用請村は、無役村などの不正な漁業活動を差し止める義務を負うが、小中野村と五日市村はそれを怠っていたというのである。そのため両村は、今後は氣をつける旨の書付けを御用御掛細野久蔵へ差し上げたのである。それに対し、同月中に今度は戸倉村が小中野村を、不正な漁業をおこなつたとして出役中の御用御掛役人に申し上げるという出来事がおこつた。

この争論の結果は、嘉永四年九月に戸倉村と小中野村は示談して内済となっている。御用掛の細野久蔵に訴訟の取り下げを願ひ上げた願書から、争論となった原因と示談の内容をみると、御菜鮎上納御用役を仰せつかった村は、御用鮎の漁期中は自村他村の区別なく鮎を捕生することができた。それに対し無役の村は、その期間中漁業を差し止められるというのが御菜鮎上納御用役の有する漁業慣行であった。ところが同年九月一八日、戸倉村の地内で小中野村の百姓平八が、私用の鮎漁をおこなっているところを見つけられ網を捨てて逃げ去るという出来事があつた。さらに小中野村の百姓佐左衛門が私用の鮎漁をおこなつていたとして、戸倉村の役人どもが御用出役に対し両人の取り調べを願ひ上げたことが争論の発端であつた。

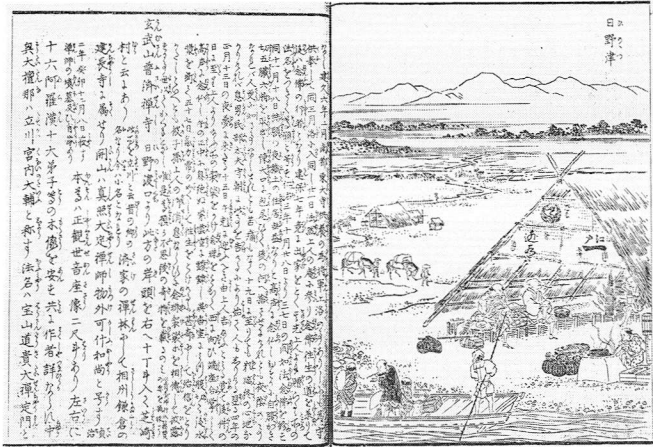
戸倉村に訴えられた小中野村の役人、そして平八、佐左衛門は、御用御掛役人の御用先へ召し出され^た糺されたが、勝手に戸倉村の漁場で漁をしたのではなく、もともと両村は漁場を入会って利用してきた関係にあるので、戸倉村地先の漁場で御菜鮎捕生のための漁業をおこなっていたのであると答え上げている。この出入りは五日市村、伊奈村が取扱い人となり御用世話役の柴崎村、拝島村、福生村が立会い示談となる。

示談の内容は、戸倉村と小中野村が宝暦三年（一七五三）四月に取り決めた川境が等閑になっているので、改めて両村は川の中央、五町をそれぞれ二町半ずつ割合うこととし、今後は決して入会わない、というものであった。このように御用鮎捕生にことよせた御用役負担村漁師の不正な漁業活動を追求めた訴訟が、その結果は川境の確定の争いであつたかのように争点は巧みにずらされてしまったのである。

その後戸倉村、乙津村は、同年一〇月に御菜鮎上納御用役を勤めたいので許可されるようお願い上げる。しかし願書をうけた御用御掛出役は、最寄りの村々に故障がないならば世話役の奥書、ならびに地頭の書簡を添えて江川太郎左衛門役所へ願ひ出るようにと指示したのである。それをうけた戸倉、乙津両村は江川役所へ問い合わせたところ、先例のとおりに願ひ出るようにとの仰せであった。しかし両村は当年は御用もすみ、しかも川下の最寄り村々の同意も得ていないので、次の年御用が始まるまでに願ひ上げることとひとまずこの願書を取り下げている。

このように嘉永四年の戸倉、乙津両村と小中野村の漁場争論は、御用役負担村の不正な漁場占有利用に対する追求の争論であつたととらえることができよう。しかし無役の村々も御菜鮎上納御用漁期中は、禁漁という慣行を破り、不正な漁業をおこなう村が少なくなつたことも事実である。

戸倉村、乙津村は御菜鮎上納御用役を負担する村に有利な漁場慣行、漁業秩序を变革することよりも既存の秩序の



図Ⅲ-64 「日野津」(『江戸名所図会十』)

内へ組み込まれることにより漁業利益を得る方法を選んだのである。しかし江川役所は最寄りの御用請村の同意と旧慣を重視するという婉曲ないい回しをもって、御用役負担村々の利益の独占を保証していたとみることができよう。

組合化と漁 御菜鮎の上納御用を勤める村々は、組合を結成して師仲間 共同で鮎を献上し、必要諸経費を割合って負担して

いる。天保六年(一八三五)の時点では、多摩川上、中流域で御用を勤める村は四六か村あるが、漁師惣代三人のもとに四つの地区組織に分かれて組合を構成している。それは上流域に一組合、中流域に二組合、秋川流域に一組合である。この地区組織の下部組合の惣代は世話役とも呼ばれ名主が就任している。四つの組合はそれぞれ十数か村で構成されているが、鮎漁にあたって、その中はさらに数か村で組合を形成することもある。これは漁場を数か村で入会って設ける必要上、組合を結んだのである。

嘉永三年(一八五〇)の組合構成をみると五宿組一三か村、柴崎組一五か村、拝島組一六か村、福生組一六か村の四組合六〇か村からなっている。また文久元年(一八六一)における御用鮎上納組合は、上ヶ鮎世話役として福生村名主十兵衛、柴崎村名主平九郎、拝島村名主甚五右衛門の三人がおり、福生村組には、惣代として羽村名主八十八と友田村名

主義左衛門の二名がおかれ、上流の丹三郎村より福生村に至る間の一四か村が組織している。拝島村組は、惣代に熊川村名主弥八郎と五日市村名主利兵衛を配し、秋川筋の小中野村より多摩川と秋川の合流地点の拝島村まで一四か村が組み合っている。柴崎村組の惣代は日野本郷名主彦五郎と大神村名主八郎右衛門である。組み合う村は多摩川中流の作目村（昭島市）より柴崎村に至る間の一か村である。

御菜鮎の上納御用は個々の漁師が勤めるのではなく、村として御用を命じられるのであり、村は決められた要件を守り、御用を支障なくすます為に、鮎漁を熟練した漁師に委ねる。そのためこの御菜鮎漁の期間中は御用漁師以外の漁業活動は禁止され、鮎漁は彼らに独占される。そして彼らは「仲間」を組織し、漁師株によって漁業権益の保持にあたっている。例えば日野宿では「壺人網打」という漁師株が三八人分、「式人鵜遣網引」という漁師株が二人分、合わせて四〇人分の漁師株が設けられていた。

古くから鮎漁に携わる者の多い日野本郷では、嘉永七年（八五四）に宿内で漁業争論がおこる。この争論は宿内の專業化した漁師と、川役銭を納めるが農間稼ぎに過ぎない者との漁場の占有利用をめぐる争いであった。宿内の專業化した漁師は御菜鮎上納御用役を負担するほかに、瀬田村御川狩御成の際に鵜匠御用もつとめているが、去る酉年、つまり嘉永二年六月に出された新規鮎禁止の御触に「年来渡世いたす者のほかは漁業してはならない」とあることから漁場の占有利用を主張した。

しかし従来、日野本郷では川役銭として永一貫一一三文が課せられ、三八人の者が一人につき永二九文三分ずつを上納していた。そこで年来渡世の專業化した漁師だけが漁場を占有利用することに対し、農間稼ぎの者たちから異議が出されたものである。その結果川役銭を上納している三八人にかぎって網漁業をおこなうことができるとい

うことで内済し、議定を結んだのである。

ところが、ふたたび翌安政二年（一八五）に川役銭を納める三八人のうち專業化した漁師である鵜匠藤左衛門ほか六人が川役銭を納めるが、農間稼ぎにすぎない平右衛門ほか二二人との間で、宿内での漁場占有利用をめぐる争論がおこった。平右衛門が江川太郎左衛門役所に差し出した願書によれば、平右衛門ほか二二人の川役銭を納める者どもは、鮎漁場は宿持ちであり漁師の占有漁場ではない。二二人は川役銭も漁師同様に納めてきたのであり、「しら場」は川役銭を納めているものの人数に割り合うべきである、と主張している。

この主張に対し藤左衛門ほかの專業化した漁師どもは、天保九年に出された新規漁業禁止の御触をかたくまもり「しら場」は漁師仲間の人数に割り合い「誰持ちのしら場」と定め二、三人で一か所を持ち合っている。今更「しら場」を多人数に割り合うことはできない。漁がしたければ四月に鮎漁を始めてから八月に「御用しら」を掛け渡すまでの間、漁師一同が立会い、漁をおこない、その日の取り高を出動人数で割り合い請け取る「立合漁」に出て世話役の指図を受け、漁師仲間の取り決めにまよふようにと主張するのである。

江川太郎左衛門役所は一同を呼び出し、ただ糺したうえ示談を申しつけている。ただちに名主が掛け合ったところ平右衛門ほか二二人は、藤左衛門ほかの漁師から漁業を十か年の間取り上げること主張した。しかしこの主張は当然漁師の容れるところではなく、両者の間に立った名主は困惑し妥協案を提示する。それは双方一同が「しら場」を持ち合ったのでは漁獲は期待できないので、平右衛門ほか二二人は昼のうち漁師の差障りにならないように網漁をおこない、そのうえで藤左衛門ほかの漁師一六人は「しら場」を一、二か所の利用を平右衛門らに許すというものである。しかし両者は示談することはなかったようである。

この日野本郷の漁業争論は、川漁を生業とする者たちが天保九年（二八三）の御触^{おふれ}をたてにとり、農間稼ぎとして川漁に携わる者たちを締め出し、漁業利益の独占、つまり漁場の占有利用をはかったことを原因とするものである。このように近世後期には、村落間の漁場争論にかぎらず、一村内においても漁業利益をめぐる村民間の対立が生じていたことを示している。

すでに前節で紹介したが、天保一〇年五日市村の漁師仲間は、仲間の取極規定を成文化し議定を結ぶ。この議定は最近御菜鮎上納御用役を軽視し、私欲の漁をおこなう傾向がみられることを指摘し、盆後つまり御用のための鮎漁の時期となったら勝手な漁をしてはならないこと、御用の漁に不参することのないことを規定している。同じく五日市村の漁師仲間が同年九月に取り決めた議定書は、近來不取締りになったので議定を取り決める断わり、天保九年の禁令を守ること、村方の漁師以外の者の漁は禁じること、また見つけたら差し押さえること、さらに御用鮎の捕生は八月一日より留川をして御用鮎漁を不参なくつとめること、さらに鵜飼漁は留川の外でおこなうことなどを規定している。多摩川下流の宇奈根村（世田谷区）ほか一二か村の漁師四三人も「仲間」を組織し規約を設けているが、これによれば漁師株の譲渡は、正月の水神講の席で仲間一同に披露し承認を得ることが規定されている。

このように漁師仲間の議定書取り決めは、江戸の需要の増大による漁業生産の拡大によって生じた利害の対立が、村落間のみにかぎらず村内においても現れ、漁業慣行、秩序のみだれが顕在化したことを示しているのである。

尾州藩への鮎上納 多摩川沿岸の村々から上納された鮎は、江戸城御用鮎にかぎらず各村を支配する領主へも献上されている。例えば尾州藩御鷹場内村々、彦根藩世田谷領村々、田安領村々、米津領村々の各領主への上納

である。比較的資料の残る尾州藩御鷹場多摩川通り一か村をみると、寛延元年（一七四）尾州藩御鷹場替につき柴崎

村より羽村までが御場内となり、それらの村々では冬、春の多摩川での漁が禁じられている。そして翌二年に多摩川通り一―か村は鮎上納を願ひ許され、これにより清戸御伝馬人足役を免じられている。その後宝暦一三年（七六三）一〇月に多摩川通り一―か村は、御用鮎上納を赦免され、ふたたび清戸御伝馬人足役を命じられた。さらにその後寛政一〇年（七九六）に福生村ほか七か村は御用人馬の免除を願ひ、代わりに御菜鮎三〇〇〇尾の上納を願ひ上げている。多摩川沿岸の村々にとって將軍家御菜鮎上納御用がもっとも重い役負担であり、鮎の捕生の少ない年はそれを理由に尾州藩への上納を断わっている。このように江戸時代の多摩川流域の錯綜した地域支配は、御用鮎の上納においても村々に重くのし掛かっていたのである。

御用鮎の終焉

慶応三年（一八六七）より上ヶ鮎の上納定数が減り、数三〇〇を一時上ヶ切とすることになった。江戸幕府が瓦解し、多摩川の上納を召し上がる江戸城の主、將軍徳川慶喜が駿府へ退くと、代官江川太郎左衛門御役所は、ただちに慶応四年八月晦日、上ヶ鮎世話役惣代へ御用鮎の御免と代わりに鮎運上を納めさせるようにとの達しが出されたことを知らせた。つづけて、御用を勤める各村々へ早急に鮎運上の納方を当役所へ願ひ出させるよう連絡せよと指示した。ここに江戸城御菜鮎上納御用は終えんをむかえたのである。

近世を通じて多摩川の上納は將軍家御菜鮎として上納されていたが、明治維新をむかえ支配者の頂点は將軍から天皇へと代わった。同時に鮎の上納は中止されたが、その後明治二八年（一八九五）に東秋留村（秋川市）漁業組合は、宮内大臣土方久元に対し、生鮎一五〇〇尾を毎年七月より九月に至る期間内に献納したいと願ひ上げている。しかしこの願ひは聞き届けられたか定かではない。

2 御川狩御成鵜匠御用役

多摩川の鵜 将軍家は、鷹狩とともに多摩川での川狩を遊漁として楽しんでいる。川狩は鵜を用いた鵜飼漁を中心とした川漁であったが、鷹狩にくらべ由緒などに不明な部分が多く、実施された回数も少ないことからあまり知られてはいない。しかし前節で紹介したように徳川家康の入国以来、府中御殿を拠点に府中領周辺の多摩川を御留川にして、鵜飼漁をおこなっていたことが資料にみられるのである。その後、享保期におこなわれていたことは多くの文献から確認される。享保五年（一七二〇）には関東郡代伊奈半左衛門の命により、瀬田村より下沼部村まで「玉川筋公儀御獵場御留所」に指定され、この間では諸漁がいっさい禁止されている。

将軍家の御川狩御成にあたり、鵜匠や人足を勤める御用役が、多摩川中流域や秋川流域の特定の村々に課せられている。享保期の将軍家川狩は、瀬田村（世田谷区）辺りの多摩川でおこなわれているが非常に大がかりで、そのため使役に駆り出される農民の負担は決して少なくなかった。

享保五年より多摩川御川狩御成に際し、拝島村が鵜一〇羽と鵜遣人足の差し上げを命じられていることから、将軍家多摩川御川狩御成にともなう鵜匠御用役は享保五年を画期とみることができる。その際、鵜匠御用を勤める村は、享保七年の拝島村と熊川村の漁場争論の内済取替証文にあるように、拝島村一村にかぎらず数か村が命じられていた。

天明八年（一七八六）御成の沙汰により鷹野役所目黒御用屋敷は、多摩川中流域および秋川の沿岸に位置する下河原村ほか一五か村の各村ごとに、筋目の鵜匠の人数を差し出すように鵜匠世話役の新井村市兵衛へ命じている。さらにこ

のとき御鳥見より御川狩御成の場となる多摩川下流域の和泉村ほか一三か村各村の名主に対しても、漁師どもに心得違いのないようにとの触^{ふれ}が出されている。

また文化四年（一八七）御側衆林肥後守の御成に際しても、御鷹野方出役御鳥見手付は下河原村ほか一五か村へ鵜匠御用を申しつけている。このとき世話役の新井村市兵衛より御用を勤める各村へ鵜匠一人と漁師二人、鵜先網一端宛持参し、大蔵村へ参るようにと回状が届いている。

その後天保一二年の右大將様御成にあたっては、七月に新井村鵜匠世話役九郎兵衛が御用を仰せ付けられ、日野宿、中河原、下河原、柴崎、四ッ谷、石田、新井、山田、伊奈、五日市の各村は、鵜二羽と鵜先網一反ずつを、世話役の新井村は鵜四羽と鵜先網一反を用意すること、ほかに下留網一〇反、もじ四〇〇枚をととのえ、合計で鵜匠一〇人、鵜先網一〇反、網引二〇人、人足三〇人、下留網一〇反、もじ四〇〇枚を用意することが命じられている。八月御成御用がすむと御鷹野御役所より御用を勤めた鵜匠たち（合せて人数一二六人分）に対し、御扶持米として一人につき米一升が支払われている。なおこのときの御成にあたって世田谷領の猪方村銀蔵触^{ふれ}組合二四か村は場所拵^{こしら}え人足、道筋手直し人足などの人足役をつとめており、その延べ人数は五八四人に達している。

多摩川瀬田村御川狩御成鵜匠御用役は、御菜鮎上納御用役が江川太郎左衛門役所の支配を受けるのに対し、鵜を用いることから御鷹野方の支配を受けている。このことは幕府の多摩川の漁業支配が二元支配のもとにあったことを示すもので、江戸周辺地域支配の複雑性を反映するものであろう。

伊奈村と代継村の漁場紛争

伊奈村は將軍家瀬田村御川狩に際して鵜匠御用役をつとめる村方で、同村周辺の一一か村と各村の地先漁場を入会利用する関係にあった。ところが寛保元年（一七四一）に入会利用関係にある上代継村、

下代継村、牛沼村の三か村が、地先漁場を押立村へ鵜餌飼場として売り渡したにより、漁場の入会慣行が破棄されるという事態がおこっている。

將軍家瀬田村御川狩に際し、網世話役を勤める押立村の次郎左衛門が、秋川筋の伊奈村ほか九か村の御用鵜匠を差し出す村々に触れた回状によれば、押立村の次郎左衛門はまず、世話役として御用鵜匠をつとめる伊奈村ほか九か村に對し、鵜の飼育に怠りのないよう申し触れ、次に押立村が上代継村ほか三か村の地先漁場の独占利用権を得たので、入漁を禁止することを申し触れている。この押立村の居丈高な申し触れに對し、伊奈村は八月に大屋直之助御役所へ吟味を願い上げるが、伊奈村の論点は三か条からなる。第一条は、去る午年（元文三年（一七三六））に代官上坂安左衛門が秋川通りに鮎運上を課すことを吟味した際、一一か村が入会漁場慣行にあることを申し上げていること。第二条は、押立村次郎左衛門が上、下代継村の漁場占有利用権を買い上げ入会を禁じたが、もともと入会でないならこのような断わりに触れる必要はないこと。第三条は、押立村は多摩川が満水のときに御用鵜の餌飼に難儀するので上、下代継村の地先漁場を買ったという申し分に對し、伊奈村においても御用鵜は三羽いること、多摩川が満水のとときには秋川も同様であることである。そして漁場の入会利用慣行を崩せば漁師が成り立たず、御用鵜の役も負担することが難しくなるとして入会慣行の存続を願い上げたのである。

この漁場争論は内済となり決着をみているが、済口証文によれば伊奈村と上、下代継村それぞれが相互に相手の地先漁場へ一か月の内、一五日ずつ昼夜にかぎらず入漁できることになり、従来の漁場の入会利用関係は崩れ、部分的な自村地先漁場の占有利用と入会利用関係に変化したのである。

秋川通りの伊奈村ほか一一か村が旧慣として保持してきた入会による漁場利用関係は、瀬田村御川狩御成に際し御

用鵜匠を勤める伊奈村を中心としたものであった。このような先発漁村中心の漁場利用関係から、後発漁村である上代継村ほか三か村は、自村地先漁場の占有化へと部分的ではあるが進んだといえる。鵜匠御用という由緒を持ち出すことによって旧慣を保持しようという先発漁村伊奈村の狙いは、後発漁村の自村地先漁場占有化の動きの前に、一月に一五日ずつの入会利用という折衷案ではあったが変革させられたのである。

宝暦の伊奈村と高尾村等の漁場紛争

宝暦七年（一七五七）に秋川通りに位置する伊奈村と高尾、留原、館谷、横沢四か村との間に漁場入会争論がもちあがる。

伊奈村が高尾村ほか四か村の自村地先漁場占有の行動を阻止し、従来どおり漁場入会利用を仰せ付けられるよう伊奈半左衛門役所に差し出した願書によれば、伊奈村は古来より自村川上五か村、川下六か村と漁場の入会利用関係をもつて漁業生産をおこない、御菜鮎上納御用、瀬田村御川狩御成鵜匠御用をつとめてきた。ところが川上五か村の内、高尾村、留原村、横沢村、館谷村の四か村より、このたび漁場占有利用権を売り渡したので、伊奈村の漁師どもは入会うことのないようにとの断わりがあった。そこで理由を尋ねたところ、以前は無運上の漁場であったので入会利用関係を結んできたが、運上が課せられたうえは入会利用を差し止め、漁場占有利用権を売り渡すということであった。これが争論の原因であったことがわかる。

争論の結果が内済となり取りかわした証文によれば、高尾村ほか四か村は村内には漁師が少ないので、運上永の上納の足合いになるようにと漁場占有利用権を売り渡したのであって、その結果伊奈村の漁師の自村地先漁場での入会による利用を差し止めたということである。つまりこの漁場入会争論は、漁業生産力の低い、漁業に携わる人の少ない、いわゆる後発漁村にも運上が課せられたために、従来の先発漁村中心の入会漁場利用関係を解消し、自村地先漁

場を占有し、その利用権を売って運上永を確保しようという、後発漁村のおこした自村地先漁場占有化の入会争論であつたといえよう。

こうした後発漁村の動きに対し、先発漁村である伊奈村の対応は、御菜鮎上納御用役、および鵜匠御用役を勤めていることなどの由緒を持ち出し、入会による漁場利用関係の正当性を主張するのであつた。

争論の結果は従来どおり入会による漁場利用とすることで内済となつた。後発漁村による自村地先漁場占有化の動きは、内済取替証文に「尤御用之外、小鵜先之義は相互に延引仕る可し」とあるように「御用」つまり鵜匠御用にかかわる鵜漁のほかは、鵜を用いた漁は他村の漁場でおこなつてはならないということにとどまつたのである。乱獲につながる鵜漁は後発漁村にとって自村地先漁場から締め出したい漁法であつた。この漁法を漁場入会利用の際に禁止したことは、この入会争論が旧来の漁業慣行を少なからず変革したと評価できるであろう。鵜を用いた漁は特殊な技術を必要とし、古い漁法であるといわれる。特に先発漁村には鵜匠が存在することが多いのである。

留原村と伊奈村 弘化四年（一八四一）より嘉永二年（一八四九）に至るまで、留原村と館谷村、伊奈村との間で三年に渡等との漁場紛争 について漁場入会をめぐる争論があつた。

この争論の発端は、弘化四年七月に館谷村の権次郎が自村地先漁場で鵜餌飼をおこなつたところ、留原村は江川太郎左衛門役所へ自村地先漁場であろうと係争中は鵜漁は禁止であるとして訴え出たことによる。すでに弘化四年七月以前に留原村と伊奈村の間に漁場出入があつたようで、この一件の吟味中に留原村、伊奈村、館谷村など六か村に対し網漁は入会でおこなうが、鵜漁は自村地先漁場にかぎり、他村漁場への入会は差し控えるようにとの御沙汰があつたようである。

弘化四年十一月、留原村の江川太郎左衛門役所への願書によると、近年鵜漁人どもが留原村の留川漁場を荒らしているが、弘化四年七月四日、五日の両夜、館谷村の元名主権左衛門の倅権次郎、および伊奈村の百姓利兵衛、その他大勢の者が留原村の留川（禁漁区）漁場へ忍び入り、盗漁したのである。そこで、留原村は御用役人の御出役先へ取締りを訴え出たのである。

以後三年間におよぶ争論となるが、結果としては嘉永二年四月に瀬戸岡、拝島、柴崎三か村の名主を扱人として、鵜漁にかぎり秋彼岸三〇日前より差し止めとするが、しら漁その他の漁業はこれまでのしきたりどおりとすること以示談内済し、江川太郎左衛門役所へ吟味の打ち切りを願い上げている。

この漁場争論は、天保一二年（一八四一）以来、御菜鮎上納御用役を命じられた留原村、つまり後発の漁村が御菜鮎上納御用役を勤め、御用鵜匠も差し出している先発漁村の伊奈村ほかを自村地先漁場から締め出し、漁場の占有利用をおこなおうとしたことに原因があった。そして漁場占有化へ向けて留原村が取った手段は

① 従来八月一日より留川漁場としていたが、一か月早めて七月一日よりとする。つまり留川を早めることによって自村の漁場占有利用期間を確保したのである。

② 弘化五年より向う五か年の内、鵜漁を休年とすることで議定したが、あらたに全面的に禁止することを申し立て、鵜漁を排除することによって御用鵜の名目による鮎の乱獲を防止したのである。

留原村の漁場占有化の計画は周到であった。まず江川役所の御用出役人、野田三郎助を懐柔した。その結果、野田は弘化四年九月に拝島村へ生贄^{いけす}払いの沙汰に出役の折り、集まった秋川通りの留原村ほか一か村の漁場入会村々に対し、留川の期間を七月一日よりとすること、鵜漁を全面禁止とすることの議定に調印させたのである。しかしこの

とき野田は鵜漁は御用に役立たないとの発言をおこない、後に留原村の敗訴に結び付く言質を取られている。

留原村のこの一連の行動に対し、伊奈村はかの村々は次の対抗手段を取っている。

① 御用鵜の由緒を持ち出し、鵜漁の禁止は御用に差し支えを生じることを申し立て、江川役所に対抗して御用鵜匠を支配する鳥見役人を利用している。

② 七月一日よりの留川に対し、川上九か村筏荷主より難渋を申し立てさせている。

この伊奈村ほかの村々が取った御用鵜の権威の持ち出しは効を奏した。

江川役所は伊奈村ほかの村々の鵜漁の差し止めを鳥見役人へ掛け合ったが、御用鵜であるということで禁止することはできず、嘉永元年（一八四八）五月に柴崎村ほかの世話役へ内済とするよう取扱いを指示している。

留原村は天保一二年に御菜鮎上納御用役を命じられた後発の漁村である。おそらく御菜鮎上納御用役を命じられるには、長期間かつ強力な運動があったものと想像される。そして弘化四年より嘉永二年に至る三年間におよぶ漁場入会争論は、後発の漁村留原村がさらに漁場利用慣行を変革し、自村地先漁場への先発漁村の入会を拒否し、完全に自村地先漁場の占有化を果たそうとした過程におきた漁場争論であったといえよう。占有化は、まず先発漁村に存在する鵜匠の、御用の権威をきた鵜漁を自村地先漁場から締め出すことであったのである。

しかし先発の漁村は、御成鵜匠御用役をもって漁場利用慣行の維持をはかり、従来どおりの漁業秩序を保つことをえたのである。多摩川における漁業秩序は御菜鮎上納御用役の負担を根幹としているが、御川狩御成鵜匠御用役の負担も漁業秩序を形成する一要因となっていたのである。